

## 「世界の記憶」 暫定一覧表検討ワーキンググループの設置について

令和8年2月13日

「世界の記憶」 国内案件に関する審査委員会

## 1. 趣旨

ユネスコ「世界の記憶」(Memory of the World: MOW) について、特にアジア太平洋地域登録の申請の活性化を推進するとともに、申請案件の内容や重要性について十分かつ的確な説明がなされるよう、申請書の質の向上を図ることが重要である。このため、我が国からユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物について、専門的見地から検討を行い、「暫定一覧表」として整理することを目的として、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)の下に「「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

## 2. 審議事項

- (1) ユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物として「暫定一覧表」に記載すべき案件の候補に関する事項
- (2) その他「暫定一覧表」の策定及び導入に係る必要な事項

## 3. 構成

- (1) ワーキンググループに座長を置き、審査委員会の委員のうちから審査委員会委員長が指名する。
- (2) 座長は、その他のワーキンググループの委員として必要な若干名を指名する。その場合、必ずしも審査委員会の委員に限定するものではない。
- (3) ワーキンググループの委員に指名された者のうち、審査委員会の委員でない者については、文部科学省から協力を依頼する。

## 4. 任期

委員の任期は1年以内とする。

## 5. 議事の公開

審査委員会の例によるものとする。

## 6. その他

- (1) ワーキンググループに関する庶務は、日本ユネスコ国内委員会事務局(文部科学省国際統括官付)において処理する。
- (2) ここに定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。